### 令和7(2025)年度職員採用案内に係る動画作成業務委託仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県(以下「県」という。)が委託する「令和7(2025)年度職員採用案内に係る動画作成業務」に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、受託者と協議の上、県が作成する。

### 2 委託業務名

令和7(2025)年度職員採用案内に係る動画作成業務

### 3 目 的

近年、採用試験の受験者数は減少傾向にあり、受験者の確保が課題となっている。そこで、千葉県職員採用に係る動画を通じて、県職員として働くことの魅力ややりがい等を分かりやすく、かつ効果的に伝えることにより、受験者を増加させることを目的として実施する。

# 4 委託業務内容

千葉県職員採用案内に係る動画の企画構成、作成等。 なお、実際の委託内容は、県と受託者で協議した上で決定する。

#### 5 仕 様

### (1)規格

- ・職員採用 P R 動画を作成すること(採用プロモーション動画及び職員インタビュー動画)。
- ・動画について、日本語字幕を付与すること。字幕の内容は、動画の内容 を理解するために必要な会話の内容・話者の特定・位置などとする。
- ・作成した動画は、インターネット(YouTube及び千葉県ホームページ等) からの配信が可能なものとする。
- 画質は、フルハイビジョン以上とすること。
- ・アスペクト比は、16:9とすること。
- ・使用する言語は、日本語とすること。

### (2) 作成行程

- ア シナリオハンティング
- イ 構成・シナリオ作成
- ウ シナリオ修正
- エ ロケーションハンティング、ロケ交渉、撮影許可手続
- オ 台本、ロケスケジュール作成

- カ撮影
- キ 仮編集・ラッシュ
- ク 成果物納品

なお、県は、原則として全ての作成工程において内容確認を行う。

# (3) その他

- ・別紙「企画要望等」を踏まえて作成すること。
- ・動画作成に関わる全ての業務(企画、ロケーションハンティング、シナリオ作成、出演者等との交渉、著作権・肖像権・所有権等の対応、撮影、音声・ナレーション収録、校正のための文字起こし、字幕、BGM、編集、成果品の県への納品等)一切を実施すること。
- ・動画の構成及び撮影場所については、事前に県との協議により決定すること。
- ・動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。 なお、屋外での撮影も想定されるため、音声については質の高い音声を 記録できるようにすること。
- ・業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、 これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ・撮影許可等に関する手続は受託者が行うこと。ただし、千葉県関係機関での撮影については、県と協議の上で行うこと。
- ・この他に定めのない事項については、県と協議し決定すること。

#### 6 納 品

(1)納品先 人事委員会事務局任用課

#### (2)納品するもの及びその納品形式

MP4形式の動画データを、DVD-ROM等で、動画 1 本につき 2 枚納品 すること。

(3) 履行期限 令和7年2月21日(金)

### 7 特記事項

### (1)独自提案

この仕様書で示したもののほか、本業務の目的達成につながる有効な提案があれば、独自の企画として併せて提案することができる。

なお、費用は本業務の委託料に含むものとする。

(参考) 人事委員会が実施している主な広報・啓発活動

- ・職員採用案内パンフレット・ポスターの作成・配布(3月発行)
- ・県主催職員採用セミナーの開催(8月、12月)

- ・大学等における採用説明会の開催(主に11月~4月)
- ・知事ビデオメッセージの作成と活用(県ホームページに掲載)
- ・職員採用 P R 動画の作成と活用(県ホームページに掲載)
- ・テレビ・ラジオでの募集広告の放送(千葉テレビ、ベイエフエム)
- ・広報紙等による広報(県民だより等)
- ・県ホームページやX (旧ツイッター) での職員採用情報の発信

# (2) 著作権・肖像権等の取扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権・肖像権等に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- ア 本業務により千葉県に対し納品した作品及び素材映像について、受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- イ 本業務のために新たに作成された素材映像、画像、アニメーション、イラスト、デザイン、映像等の著作権は、千葉県に帰属する。ただし、成果品に受託者又は他者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者又は他者になお帰属するものとする。この場合、受託者又は他者は千葉県に対し、当該成果品を千葉県が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。
- ウ 本業務により千葉県に対し納品した動画は、千葉県ホームページでの配信、 説明会等で使用できるものとすること。このことを踏まえ、映像、音楽等の著 作権・肖像権等、権利関係の処理を済ませた上で作成物を納入すること。それ らに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、千葉県は責任 を負わないこととする。
- エ 作成物が、他者の著作権・肖像権・所有権等を侵すものでないこと。

### (3)業務の再委託について

- ア 受託者は、全ての業務を他の事業者に再委託しないこと。業務の一部を 第三者に再委託しようとするときは、事前に県の承認を得なければならな い。
- イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本 仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、県に対し て、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

# (4) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た県固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

### (5) その他

- ア 業務遂行に当たっては、受託者は県と協議及び打合せを綿密に行い、誠実に業務を進めるとともに県の指示に従うこと。
- イ 業務遂行に当たり必要となる資料については、県が妥当と判断する場合 のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずる とともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意すること。
- ウ 業務の進捗状況について、県に適宜報告を行い、県が必要と認めたとき は随時打合せを行うこと。
- エ 本仕様書に規定のない事項については、県と協議し決定すること。